

【 令和7年度第1回中標津町自治推進会議報告 】

日 時：令和7年5月22日（木）13:15～15:00

場 所：中標津町役場 1階 101会議室

出席者：13名（中標津町自治推進会議委員7名、ファシリテーター1名、事務局5名）

傍聴者：なし

<会議次第>

※ 委任状交付

1 開 会

2 会 長 挨 拶

3 議 題

[進行：東田ファシリテーター]

町民憲章 唱和



（昭和40年7月1日制定）

わたしたちは、朝夕気高い武佐岳を仰ぎ、標津川の流れとともにひらけゆく
中標津の町民です。

はてしない緑の原に、先人のきびしい開拓のあとをしのび、その心をうけ
て、みんなの力で明るい豊かなまちをつくるために、この憲章をさだめます。

1 からだをきたえ、しあわせな家庭にしましょう。

1 誇りをもって働き、豊かなまちにしましょう。

1 きまりを守り、明るいまちにしましょう。

1 自然を愛し、美しいまちにしましょう。

1 教養を高め、よりよい文化を育てましょう。

※ 議案に入る前に前回の振り返りと本日の議題確認

（1）自治の担い手との対話の場づくりについて

（2）本日の勉強会～条文＆解説書の勉強と意見交換

（3）次回の勉強会について

（4）その他

4 閉 会

<配付資料>

① 会議資料：自治の担い手との対話の場 進行表

② 日程調整用：2025年度年間カレンダー

③ 事務局作成資料：数字で見る中標津町自治基本条例の運用状況（令和6年度分）

<会議結果報告>

※ 委嘱状交付

1. 開会

2. 会長挨拶



3. 議題

※ 前回の振り返りと本日の議題確認

東田ファシリテーター

前回、私の方で作成した資料「自治推進会議 2025 年度・2026 年度スケジュール」（令和 6 年度第 6 回会議資料）を模造紙に付箋で落としてきた。

来年度は、町長から諮問（第 1 回会議の時）され答申するというのが、この自治推進会議の一番の目標になる。その前の年である今年は、条文と解説書をしっかり勉強して、意見交換で聞いた意見がどうなのか、条例の改正が必要なのか等を考えていく 1 年間になる。今年度も 6 回の会議があって、その中で条文と解説の勉強をして、会議と会議の間に「対話の場」を実施して考えていくという流れになる。

この「対話の場」を“誰と行うのか？”は、前回の会議の時に、6 月は“高校生などの若者”、“外国人の受け入れ側の町内会”、8 月は“全町連”、“なかしべつ町民活動ネットワーク（N-CAN）”などの“町民活動団体”、10 月は“議員”、12 月は“行政”というように計画した。また、その対話をする人たちと意見交換をする前に、関係する条文を勉強するように計画している。



6 月に若者や外国人の受け入れ側の方たちと意見交換したいと思っているので、今日はその関係条文を勉強する。

このスケジュール通りに進んでいけるかどうかは今後の調整しだいになるので、前後入れ替わることもあると思うが、全部の条文を読んで解説書を理解することができるとよい。

「町民ファシリテーターの登録制度」については、N-CAN に状況を確認し、どうしていくか、方向性が出るとよいだろうし、「自治の広報 PR」については、行政側でチラシを作成したので、それも含めて、今後どのように PR していくのか検討し、どこかの段階で私たちなりの PR ができればと思っている。

来年は諮問された後、条例改正の見直しが必要かどうかを検討し、答申書をどう作っていくかということを考え、10 月には町長に答申する。答申した後は、この 5 年間でどうだったのか振り返り、申し送りをするという発展の時間になっていくので、この 2 年間は気合いを入れてやっていければいいと思う。



(1) 自治の担い手との対話の場づくりについて

《進行表について》

東田ファシリテーター

本日配布している「自治の担い手との対話の場 進行表」は、令和3年に全町連と意見交換した時の進行表を、年月等を修正したもの。

内容等について、これでよいかどうか確認したい。 ⇒ 委員：特に意見なし



この進行表を基本として意見交換することです承！

《配布資料について》

東田ファシリテーター

意見交換の時に相手方に配布する資料として、解説書と町民憲章、過去の答申書2種として
いるが、これでよいか。

各委員からの意見（解説書について）

- ・ 解説書は、関係条文だけを抜粋して印刷するとか、QRコードにして読み取ってもらうとか、希望する人には全部印刷して渡すという方法が考えられるのでは
- ・ 高校生はQRコードでよいと思う
- ・ 抜粋して渡した方が、今日はこのことを話すんだというのが相手に伝わるのでは
- ・ 全部印刷して渡した方がよいと思う
- ・ 抜粋版と全体の構成が掲載されている3ページまではどうか
- ・ 1枚に2ページ載せる縮小版はどうか

■上記の意見をふまえ

- ・ 町民の義務とか基本のところは、抜粋した部分だけを見てもちょっとわからないところがあるのでは
- ・ 町民の権利とか町民参加の方法とか、自治の基本原則と関わるベーシックなところは外せないんじゃないかなという気はする
- ・ 渡すことで知ってもらうという意味もあると思うが、紙の印刷って今時どうなんだろうとも思う
- ・ 相手側が事前に勉強してくれるのであれば、紙で全部印刷して渡すのがいいと思う
- ・ 高校生あたりは、スマホで見てもいいのでは。相手によって方法は変わると思う
- ・ せっかく自治基本条例に関わるのだから、こういう『物量のあるものもある』というのを体感してもらう機会になってよいのでは。『薄く軽く』っていうのはなんか…

東田ファシリテーター

解説書を全部印刷して配るということでもいいか。 ⇒ 委員：了承



解説書は全部印刷して配布することです承！

《資料の配布時期について》

東田ファシリテーター

相手方にできるだけ早く渡すことをお願いしたい。⇒ 事務局：了承

《過去の答申書、2種について》

東田ファシリテーター

相手方には意見交換開始前に回覧で見てもらえるようなかんじでいいと思っている。
もちろん委員は持参すること。

《東田ファシリテーター不在時の進行について》

東田ファシリテーター

どうしても私がいない時は町民ファシリテーターをお願いしたい。対話の場にファシリテーターは必要なので。

本間会長はファシリテーターだが、会長なのでファシリテーターはやらない方がいいと思う。
委員の中にもファシリテーターがいるのでその人がやるか、委員以外の町民ファシリテーターに依頼した方がいいのか。

委員

委員は委員の立場で参加する方がいいのでは。

東田ファシリテーター

私が不在時のファシリテーターについては、委員の中からは町民ファシリテーターに依頼するということで。
なるべく参加するようにするが、もしも欠席する場合はよろしくをお願いしたい。

《その他》

東田ファシリテーター

ほかに何か抜けてることなどはないか。

委員

お互いに対しての質問事項だとか、回答を考えるのはどうしたらよいのか。

東田ファシリテーター

進行表は相手方にも先に渡しておくので、もう少し具体的な質問になる場合もある。そのへんは現場で合わせようと思う。おかしいことを聞くわけではないし、町民同士だし、ファシリテーターもいるので、困るようなことはないと思う。

「そんなことやってるんだ」「そんな意見あるんだ」「もっとこういうふうにしたらいいいよね」という前向きな場になるとよい。

いろんなことを相手からも質問していただいて、自治推進会議として返していこう。

(2) 本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換

- ・前文、第1章、第2章、第9章を音読し、自由に意見を出し合う



自治基本条例の解説書は、町のホームページにも掲載しています。

☆前文について

- 〈町民が主体の自治〉（下から3行目）に「」（カギ括弧）をつけてはどうか
- 〈わたしたちは～～〉から〈～～なりません。〉（10行目～15行目）までがすごく長い。
- 今回、3回目の見直しという中で、〈築くため〉（12行目）というのは少し違和感がある
「更なる発展」とか、なにかちょっと文言をかえてはどうか
- 〈都市〉（8行目）という言葉について、中標津町は「都市」なのか？
⇒ 東田ファシリテーター：「中核的な都市として発展してきました」という経緯を書いている、歴史的に書いているので、実際に都市ではあったよねっていう意味。
今あるこの町の大きさとか規模の感じだと、「都市」という表現がみんなにとってしっくりきているのかどうか。
 - ・都市ではない
 - ・ひらがなの「まち」でもいいかも
 - ・市街地の「街」という字でもよかったかもしれない
- 町民憲章では〈武佐岳〉と入っているが、条文には入っていない。
⇒ 東田ファシリテーター：条文を考える時に、「町民憲章には〈武佐岳〉が入っているから、条例には知床連山を活かしたい」という想いの方がいて、町民憲章は〈武佐岳〉でも、前文には知床連山を入れよう、当時はそういう感じで知床連山の表現になった。

東田ファシリテーター

前文を変えることが条文の改正になるかどうかで重さが違ってくるので、こういう話が出たことを記録しておくことと、前文の修正は条例改正になるのか確認をお願いしたい。

⇒ 事務局：了承

☆前文の解説について

- やはり 〈～～誇れる故郷を築くため、～～〉（5行目）の〈築くため〉が前文と同じで違和感がある

☆前文と前文の解説に共通して

- 「故郷」を音読すると、人によって「こきょう」「ふるさと」と違う読み方をするので、統一した方がいいと思う
 - ・ルビふった方がいい？

☆第1章 総則

第1条（目的）について

- 〈安心して～～により〉（4行目～6行目）までが長いが、間に読点を入れるだけでも条例改正になるのか
 - ⇒ 事務局：条例改正になる
- 『安心して心豊かに暮らすために』条例を作ったんだな…と改めて思った

第1条の解説について

特に意見等なし

第2条（用語の定義）について

- 「町民」の定義は、この自治基本条例のほかに決められている規定などはあるのか？
 - ⇒ 事務局：確認する

第2条の解説について

- 〈「行政」とは〉（下から3行目）の説明がわかりづらい感じがする
 - 〈私たちがふだん使用している言葉で言う〉と〈正確に言う〉
 - ⇒ なんでそこまで入っているのか
 - ⇒ 削除しよう
- 〈子どもも外国人も〉（8行目）が唐突に出てくる感じがする
 - ⇒ 「年齢や性別、国籍に関わらず」や「多様性」など表現を修正しては？

第3条（自治の基本理念）について

- 〈安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため、町民が主体の自治を推進することを基本とします。〉（2行目）のところ、手法が書かれていないので、何か手法を入れた方がいいのでは？
 - ・基本理念の条文なので、これくらい大雑把にして、次の該当する章で細かいところを具体的に明記するという形でもいいのでは？
- 〈町民が主体〉（3行目）だと町民だけが担うような印象もするので、「町民、議会及び行政」としてはどうか？
- 〈安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を築くため〉（3行目）を「築くには」に変えてはどうか
- 〈中標津町民憲章〉（1行目）→例規集では「町民憲章」となっている
 - ⇒ 事務局：町民憲章制定当時の資料では「中標津町民憲章」となっているので、どちらが正しいのか判断は難しい

第3条の解説について

特に意見等なし

第4条（自治の基本原則）について

- 「情報共有」について、「情報を積極的に公開し、説明することにより、町民と共有する」（4行目）となっており、解説でも「情報を共有する」と書いてある。（共有の繰り返し）
 - ・「町民参加」なら〈行動すること〉、「協働」は〈協力すること〉と言い換えているが、「情報共有」は、言い換えではなく、「共有」がそのまま書いてあるから、違和感を覚えるかもしれない

第4条の解説について

- 「町民が主体の自治を目指して活動するときは」（5行目）はちょっと限定的な表現になっている
 - ・〈町民が主体〉→なくていい？
 - ・「町民が主体の自治を目指して活動するときは、町民、議会及び行政はともに協力して行うものであり」はどうか？
 - ・〈町民が主体の自治を目指して活動するときは〉を削除しては？
 - ・別に「活動」のことを書かなくてもいい気がする
- 「町民参加」も、議会と行政運営だけでよかった？（下から6行目）
- 「町民参加」とは、議会及び行政運営に町民が参加すること（下から6行目）となっていると、そこにただ参加するだけでいいですよって感じで「参加」も限定的になっている感じがする
 - ・それだけを「町民参加」とは言わない時代になっているのでは
- 「情報共有」と「町民参加」では〈議会及び行政〉と書いているが、「協働」に関しては略されている。「町民が議会や行政と相互に体調な関係で協力し」（下から2行目）という文章を前に（「協働とは」の後に）持ってきたほうがいいのか？

☆第2章 基本原則に基づく制度

第5条（情報共有）と第5条の解説（時間の関係上音読のみ）

東田ファシリテーター

主に行政側、議会側のことが書いてあるので、解説に足りないところがあれば、事務局で入れておいてもらいたい。

もちろんみなさんから足りないところや知っていることがあれば追加してほしい。

- ・「まちづくりを考える懇談会」は入らない？

その他にも、ワークショップをしている部署もあるが入らない？

⇒ 事務局：この他にも何か実施しているものがないか確認する

第6条（個人情報の保護）と第5条の解説（時間の関係上音読のみ）

第7条（町民が参加の機会の確保）と第7条の解説（時間の関係上音読のみ）

（3）次回の勉強会について

東田ファシリテーター

今回は第7条を読んだところで終わったので、残りは次回にする。

次回は第3章、第4章と今日の残りの第7条～第12条までと第9章。次回の勉強会までに第3章と第4章を読んできてほしい。特に第4章は重たい部分となっているので熟読すること。

(4) その他

《今年度の会議等日程について》

東田ファシリテーター

事務局に6月の「対話の場」の設定をお願いしたい。

事務局

どこと調整したらいいかを決めていただければ、調整する。

事前に中標津高校の生徒会担当の先生に確認したところ「7月に学校祭があるのでその前は難しいので、夏休み明けの8月末から9月初めのほうがいい」とのことだった。

東田ファシリテーター

希望する対話の相手先を決め、委員の参加可能な日を調整する。

対話の相手先の候補がたくさんあると調整が難しくなるので、初回だし、まず一つか二つに絞って相手方と日程調整したい。

○各委員の意見より

・対話の相手先

第1希望 睦町内会

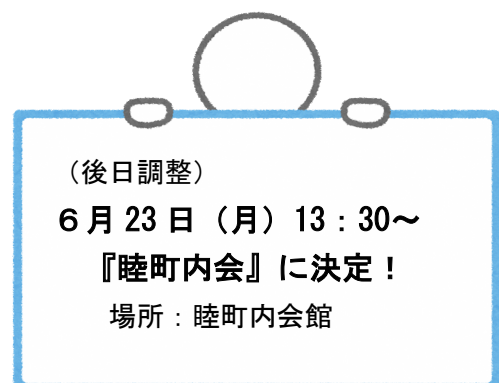
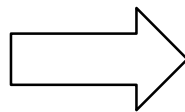
第2希望 第一宮下町内会

・日程（都合の良い委員多い順）

6/23（月）13：00～

6/22（日）10：00～

6/23（月）10：00～



東田ファシリテーター

意見交換の内容は地縁に関すること。

時間は1時間を想定しているので、もっと対話が必要となったら、仕切り直して場を設けよう。

○当日まで

①まず、進行表を、先方へ提出し、細かいところは（日にち等が決まった段階で、）委員のみなさんに質問を出していただくようお願いする。

②当日までに自治推進会議側の質問を共有する。

《今後の会議等日程について》（東田Fの予定と会議室の関係からだいたい決めてしまいたい）

第2回 7月29日（火）13：15～

第3回 9月30日（火）13：15～

第4回 11月17日（月）13：15～

第5回 1月16日（金）13：15～

第6回 3月17日（火）13：15～

《その他委員から》

最近『中標津モデル』が話題になっているようだが、解説書に反映させたりできないか。

《事務局より確認事項》

事務局

新しい委員が加わったのと、事務局の体制も替わったので、改めて確認させてもらいたい。

会議の開催案内や報告など、今までは書面とメールの両方を送付していたが、今後もそのような形でよいか。(一部委員からメールだけでよいとの連絡もあったので。)

全委員

メールのみでよい。

事務局

次回からメールのみで対応させていただく。

会議資料については、プリントして当日配布する。

4 閉会

まとめ

(1) 自治の担い手との対話の場づくりについて

- ・解説書は全部印刷して、事前に渡す。
- ・過去の答申書は、当日回覧して見てもらう。
- ・毎回ファシリテーターが進行する。

東田Fが不在の場合は、町民ファシリテーターに依頼する。

(2) 本日の勉強会～条文&解説書の勉強と意見交換

- ・前文、第1章、第2章第6条まで

(3) 次回の勉強会について

- ・第3章、第4章、本日の残り(第2章第7条～と第9章)

(4) その他

- ・今年度の会議等日程について

◆6月23日(月)13:30～睦町内会と意見交換

◆第2回会議:7月29日(火)13:15～ 301 会議室

(以後の日程はその他参照)

- ・会議の開催案内、報告などについてはメールにて送付。(郵送はしない)
会議資料は当日配布する。